

特 記 仕 様 書

業 務 名：上牧区域(C-3)地すべり防止事業地質調査・測量・設計業務

業務場所：新潟県上越市牧区上牧字大柳地内

第1条 本業務にあたっては、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書によるほか全てこの仕様書によることとし、疑義がある場合は発注者及び当該森林管理署等の職員の指示によること。

第2条 本業務の設計にあたっては、森林土木木製構造物設計等指針に基づき木材の特質や環境への配慮を踏まえ、構造物の設計については下記に示すとおりとする。

①木材の利用を原則とする

・柵工、筋工、防風工、静砂垣工、落石防止緩衝工

②現地条件等から木材利用が適していると判断される場合に木材を利用する

・治山ダム工、土留工、護岸工、流路工、水路工、法面保護工等

※なお、仮設工においても積極的に木材を採用すること。木材利用の適否理由等について、工種毎に整理すること。

第3条 本業務にあたって、関係法規がある場合はこれを遵守すること。

第4条 照査技術者を定め、発注者に通知すること。また、本調査の報告書提出までに照査報告書を提出すること。

第5条 本業務の結果は、電子納品ガイドラインに基づき作成し、電子成果品を履行期間内に提出すること。

なお、事前協議により紙で成果品を提出することとした場合について、監督職員の指示により提出部数を決定することとし、報告書の1部が2冊以上になる場合は、報告書表紙及び背表紙に調査地区名をそれぞれ表示すること。

(三者会議の開催)

第6条 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、本業務の受注者（以下「設計者」という。）及び当該設計に基づく工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。

2 設計者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。

- 3 三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領 (<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100319-1.html>) によるものとする。

(打合せ協議)

第7条 業務の履行にあたって実施する打合せ協議は、業務着手時、中間報告2回及び成果品審査の計4回を行うものとする。ただし、監督職員と協議のうえ、回数を変更できるものとする。

(業務の調整)

第8条 本業務に必要な過去の成果品報告書等については、可能な限り貸与するので、上越森林管理署と入念な打ち合わせを行うものとする。
また、本仕様書に記載のない事項については、別途協議すること。

(著作権)

第9条 本業務で作成される成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

(情報共有システムについて)

第10条 本業務における「情報共有システム」の実施にあたっては次によるものとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- (2) 情報共有システムの活用は、別添の「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※林野庁 HP 参照

https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-30.pdf

- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- (4) 費用（登録料及び使用料）は、以下のとおり各業務の費用に含まれる。
 - ア 地質調査業務については業務管理費
 - イ 測量業務については間接測量費
 - ウ 解析等調査業務、設計業務及び計画作成等業務については間接原価

(業務履行について)

第11条 本業務において指示する履行事項は次のとおりとする。

- (1) モノレールによる資機材運搬等を実施する場合は、乗用台車を必ず架設すること。
- (2) その他について
 - ア 設計資材等の見積り
設計にあたり、見積単価が必要な場合は、原則3者以上から見積りを徴取の上、提出すること。

イ 作業着手時の周知について

調査の実施にあたっては、作業着手前に自治会長あてその旨を周知するとともに、作業場所付近には、業務概要を看板等で表示し、周知不足によるトラブルとならないよう注意すること。

ウ 留意事項

耕作地内において、ボーリング調査などを予定している場合は、作業工程に注意するとともに、土地所有者と十分調整した上で実施すること。

(公共測量の取扱い)

第 12 条 本業務において、基準点（電子基準点、三角点、水準点等）を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土地理院に確認することとし、公共測量に該当するとなった場合には、直ちにその旨を監督職員に報告するものとする。

また、発注者が行う公共測量の手続きに必要な書類作成については、必要に応じて森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知）第 2 編測量業務等標準仕様書（以下「測量業務標準仕様書」という。）第 2123 条の規定によるものとし、測量業務標準仕様書第 2124 条の規定により、契約変更を行うものとする。

(航空レーザ測量データの活用について)

第 13 条 発注者が保有する資料等は、支障のない範囲で貸与若しくは閲覧できる。なお、該当するデータの有無は発注者に確認すること。

また、貸与された資料等は厳重に管理を行うとともに、目的外の利用は行わないこと。資料等の利用後は確実に返却または、データの廃棄等を行うこと。

保有する資料の一例は次のとおり

- (1) 関東森林管理局が管理する航空レーザ測量データ
- (2) 国土交通省国土地理院が管理する航空レーザ測量データ

(旅費交通費等の扱い)

第 14 条 本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。

旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式 1）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式 2）を監督職員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。